

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認 可 等 の 内 容		費用の減免又は徴収猶予
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市福祉施設入所等に係る費用の徴収に関する規則第5条 次の各号の一に該当する費用負担者のうち、特に必要があると認める者に対し、徴収額の減免又は徴収猶予をすることができる。 (1) 災害により著しく損害を受けた者 (2) 収入が著しく減少した者 (3) 前2号に定めるもののほか、他の理由により特に必要であると認められた者 2 前項各号の一に該当し、徴収額の減免又は徴収猶予を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福祉施設措置費費用徴収額減免・徴収猶予申請書により市長に申請しなければならない。 3 前項の申請を受けたときは、その理由及び状況を調査し、その可否を決定し、福祉施設措置費費用徴収額減免・徴収猶予決定・可否通知書により申請者に通知しなければならない。
所 管 部 課 係 名		こども未来部こども安全課こども家庭相談係
審 査 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	1 第1号関係 「災害により著しい損害」とは、風水害や火災による土地・家屋等の財産への損害であり、損害に対して保険等の補填があった場合その額を除いた損害額とする。 2 第2号関係 「収入が著しく減少した者」とは、次の者をいう。 (1) 長期入院により収入がなくなった者 (2) 解雇等により失業し、雇用保険の給付を受けても生活保護世帯と同程度の収入しかなくなった者 3 第3号関係 その他、破産宣告を受け負債の免責を裁判所から認められるなど、生活保護世帯と同程度以下の収入しかなくなった者
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成26年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日
	設 定 等 年 月 日	平成26年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）